

事務連絡
平成 21 年 10 月 8 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について
(改訂版)

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係るサーベイランス体制については、平成 21 年 8 月 25 日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」でお示してきたところである。

今般、「基本的対処方針」及び厚生労働省「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」が平成 21 年 10 月 1 日に改定されたところ、新型インフルエンザ（A/H1N1）のサーベイランス体制を平成 21 年 10 月 11 日より順次、下記のとおりとするので、その実施に遺憾なきを期するとともに、貴管内の関係機関への周知徹底をお願いしたい。

記

第 1 新型インフルエンザ(A/H1N1)に係るサーベイランス体制の主な変更は、次に掲げるとおりである。

1 地域における感染拡大の探知のためのサーベイランス

(1) クラスター（集団発生）サーベイランス（別添 1）

集団発生の報告は、医療機関・社会福祉施設等において、最初の患者発生後 7 日以内に 10 人以上の患者が集団発生した場合に、施設長等からの連絡により把握することに限定し、医師及び学校等の施設長等からの報告を廃止した。

(2) インフルエンザ様疾患発生報告（別添 2）

保健所が都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)に報告する期日を月曜日から火曜日に変更した。

2 重症化及びウイルスの性状変化の監視のためのサーベイランス

- (1) ウイルスサーベイランス（別添3）
継続して実施する。
- (2) インフルエンザ入院サーベイランス（別添4）
継続して実施する。

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

- (1) インフルエンザサーベイランス（別添5）
継続して実施する。

第2 本事務連絡の第1に掲げるサーベイランスにおいて、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化の防止や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要であることから、次に掲げる事象を把握した都道府県等の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについて、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

1 厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行う事象

- (1) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合（検案により新型インフルエンザ（A/H1N1）と判明した場合を含む。）
- (2) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
- (3) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合

2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。

第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいうものとする。

第4 なお、サーベイランスの円滑な移行のため、都道府県等は、次に掲げる日程で、本事務連絡を運用されたい。

- (1) 第2の1に掲げる事象
平成21年10月12日からの運用とする。
- (2) クラスター（集団発生）サーベイランス
同月12日からの運用で、12日～18日の週の情報を20日までに報告する。
- (3) インフルエンザ様疾患報告
同月11日からの運用で、11日～17日の週の情報を20日までに報告する。
- (4) ウイルスサーベイランス
同月11日からの運用とする。
- (5) インフルエンザサーベイランス
同月12日からの運用で、12日～18日の週の情報を21日までに報告する。
- (6) 入院サーベイランス
同月15日からの運用とする。